

オーストラリア及びシンガポール渡航に係る行程支援実施業務委託先募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

オーストラリア及びシンガポール渡航に係る行程支援実施業務

(2) 業務内容

オーストラリア及びシンガポール渡航に係る行程支援実施業務仕様書のとおり

(3) 委託金額限度額

5,987,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

(4) 委託期間（予定）

契約締結の日から 2026 年 1 月 30 日（金）まで

2 応募資格

次の（１）から（８）のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

(3) この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 次の国税及び県税について滞納がないこと。

法人事業者の場合：法人税、消費税、地方消費税、法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税

個人事業者の場合：申告所得税、消費税、地方消費税、個人事業税及び自動車税

(5) 愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」に登録・掲載されている業者のうち、取扱内容が「業務（大分類）03：役務の提供」のうち「営業種目（中分類）13：旅客業」の「小分類 01：旅行」であること。

(6) 愛知県内に本社又は支店等の営業拠点があること。

(7) 過去 10 年間（2014 年 4 月 1 日から企画提案応募書を提出する前日まで）に、外国における類似業務の実績があること。

(8) オーストラリア及びシンガポール国内に自社の支社、支店、駐在員事務所、現地法人又は連携している関係法人があり、現地において手配等の業務が可能な体制にあること。

3 企画提案

(1) 提出書類

企画提案応募書作成要領に基づき、以下の書類を作成・提出する。

※企画提案応募書の様式については、「6 資料請求について」に記載のとおり、資料請求した者に個別に送付する。

ア 企画提案応募書

- イ 企画提案書
- ウ 経費積算書
- エ 運営管理体制書・総括責任者の経歴書
- オ 類似業務の企画・運営実績
- カ 誓約書
- キ 企画提案応募書の非開示願（必要な場合のみ）
- ク 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(2) 提出期限

2025 年 9 月 22 日（月）正午まで（必着）

提出先（問合せ先）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県政策企画局国際課渉外・交流グループ（担当：坪井、古本）

T E L 052-954-6181（ダイヤルイン）

電子メール kokusai@pref.aichi.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。FAX や電子メールによる提出は不可。

(4) 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）

ただし、提出書類のうち、キ・クは副本への添付を不要とする。

(5) 注意事項

ア 企画提案書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された企画提案応募書は返却しない。

ウ 提出後の企画提案応募書の訂正、追加及び再提出は認めない。

エ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

オ 受託後の企画提案応募書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

カ 応募者は、企画競争の実施に必要な場合、またはその後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を愛知県が利用することをあらかじめ許諾することとする。（複製の作成を含む。）

キ 採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。

ク 企画提案については、すべて実施可能なものとする。

4 選定方法

(1) 選定手順

提出された企画提案応募書について、県が形式審査を行った後、別に設置する「オーストラリア及びシンガポール渡航に係る行程支援実施業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において書面審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。

受託候補者選定後、受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を締結する。

(2) 選定基準

選定は、応募者の能力（実施体制、類似業務の実績等）及び提案内容（具体性、実行可能性、安全性、柔軟性、経済性等）から総合的に評価する。

（３）その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申し立ても一切認めない。審査の結果は、確定後速やかに応募者全員に電話又は電子メールにより通知する。

５ 契約について

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、国際課と協議のうえ受託業務内容を決定し、愛知県と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。委託費の支払は、原則、事業終了後に精算払とする。

６ 資料請求について

企画提案書の提出を希望する者は、「３（３）の提出先（問合せ先）」宛てに、電子メールにより別紙「オーストラリア及びシンガポール渡航に係る行程支援業務の資料請求について」を提出すること。その場合、件名は「オーストラリア及びシンガポール渡航に係る行程支援業務について」とすること。

７ 選定委員会の開催

（１）開催日時

2025 年 9 月 24 日（水）

（２）開催場所

愛知県庁内

８ スケジュール

2025 年 9 月 8 日（月）	受託者募集の実施に関する告示
9 月 22 日（月）正午	企画提案応募書提出締切
9 月 24 日（水）	選定委員会による選考 委託契約締結、業務開始
2026 年 1 月 30 日（金）	委託業務完了

９ その他

契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。その際は、電子契約利用申込書（別紙 3）を提出するものとする。